

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月18日
【発行者名】	ピクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 萩野 琢英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	佐藤 直紀
【電話番号】	03-3212-3411
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	ピクテ日本厳選株アルファ・プラス 円コース
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金 額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年4月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項について、ファンドの主要投資対象、取得申込みおよび解約請求を受付けない日ならびに信託報酬等の変更予定に伴い、訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するものであります。

【訂正箇所及び訂正事項】

(下線部_____は訂正箇所を示します。)

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****2【投資方針】****(2)【投資対象】****<訂正前>**

投資先ファンドの概要

(中略)

本書において上記ファンドを「ショートタームMMF JPY」という場合があります。

<訂正後>

投資先ファンドの概要

(中略)

本書において上記ファンドを「ショートタームMMF JPY」という場合があります。

(注)2021年10月16日を適用日として、投資信託約款の変更を予定しております。詳しくは以下の「投資信託約款変更予定のお知らせ」をご覧ください。

[投資信託約款変更予定のお知らせ]

本書により募集を行います「ピクテ日本厳選株アルファ・プラス 円コース」につきましては、投資信託約款の変更を以下のとおりに予定しております。ご投資者の皆様におかれましては、変更予定の内容をご確認のうえ、ファンドの購入申込みを行っていただきますようお願い申し上げます。

予定している投資信託約款の変更の内容

ファンドの主要投資対象を「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド 日本株オポチュニティーズ・ファンド クラスP JPY 受益証券」(以下「PGSF日本株オポチュニティーズ・ファンド」といいます。)から、同ファンドと同様の投資方針を有する「ピクテ 日本株オポチュニティーズ・ファンド クラスZ JPY 投資証券」への変更を行います。

変更理由

「PGSF日本株オポチュニティーズ・ファンド」は、当ファンドのみが投資している投資信託ですが、純資産総額の減少傾向が続き(約4.3億円、2021年6月30日現在)、今後も大幅な増加は見込み難い状況となっており、当初想定していた運用を行うことが困難となる可能性がありますことから、グローバルの投資家向けであり純資産総額が潤沢な(約1,918.9億円、2021年6月30日現在)「ピクテ 日本株オポチュニティーズ・ファンド クラスZ JPY 投資証券」に変更することによって安定した運用を継続させるためです。

約款変更適用開始予定日

2021年10月16日

上記の投資信託約款の変更は、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)をもって実施する予定です。書面決議の議決権の行使は、2021年8月20日時点の受益者(2021年8月18日までに取得申込みが受け付けられた方を含みます。)を対象としております。本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。この場合、予定どおり2021年10月16日をもって投資信託約款の変更を適用いたします。

2021年8月19日以降に購入のお申込みをされ取得した受益権については、書面決議の手続きの対象とはなりませんのでご注意ください。

なお、前記の書面決議が可決となった場合には、受益権の取得申込みを受けない日および一部解約の実行の請求を受けない日(ロンドンの銀行の休業日を削除)ならびに信託報酬率の総額(年10,000分の112の率から年10,000分の107の率に変更)^{*}に関しまして、変更を行います。

*ご参考

本書に記載の「信託報酬の配分(税抜)」および「実質的な負担」は以下のとおり変更となります。

「信託報酬の配分(税抜)」

(変更前)委託会社 年率0.35%

(変更後)委託会社 年率0.3%

「実質的な負担」

(変更前)最大年率1.932%(税抜1.82%)程度

(変更後)最大年率1.877%(税抜1.77%)程度

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

(前略)

<訂正前>

その他の留意点

(中略)

- ・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

<訂正後>

その他の留意点

(中略)

- ・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

(注)2021年10月16日を適用日として、投資信託約款の変更を予定しております。詳しくは前記の「投資信託約款変更予定のお知らせ」をご覧ください。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

(前略)

<訂正前>

ファンドの信託報酬率に投資先ファンドに係る報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、最大年率1.932%(税抜1.82%)程度となります。ただし、この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

<訂正後>

ファンドの信託報酬率に投資先ファンドに係る報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、最大年率1.932%(税抜1.82%)程度となります。ただし、この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

(注)2021年10月16日を適用日として、投資信託約款の変更を予定しております。詳しくは前記の「投資信託約款変更予定のお知らせ」をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(前略)

<訂正前>

<申込手続き>

(中略)

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消すことがあります。

<訂正後>

<申込手続き>

(中略)

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消すことがあります。

(注)2021年10月16日を適用日として、投資信託約款の変更を予定しております。詳しくは前記の「投資信託約款変更予定のお知らせ」をご覧ください。

2【換金(解約)手続等】

(前略)

<訂正前>

<換金手続き(解約請求)>

(中略)

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取消すことがあります。解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者

がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

<訂正後>

<換金手続き(解約請求)>

(中略)

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受け付けを取消することがあります。解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

(注)2021年10月16日を適用日として、投資信託約款の変更を予定しております。詳しくは前記の「投資信託約款変更予定のお知らせ」をご覧ください。